

苦情等事案(第86回及び第88回からの継続)の検討結果について

	No.	局所	苦情内容等	検討結果
苦情	1	千葉	<p>高年齢者雇用開発特別奨励金の受給を見込んで千葉公共職業安定所の紹介で69歳の求職者を採用し、採用後に奨励金の受給申請を行ったところ、千葉労働局から当該採用者は、採用日において他の事業所と週20時間以上の雇用関係があったため支給対象とならないと言われた。</p> <p>公共職業安定所は、求職者を紹介する際、他の事業所との雇用関係等奨励金の不支給理由に該当するものがないか事業主に知らせてほしい。</p>	<p>前回(第88回)の推進会議の審議結果を受けて、制度そのものの見直しを含め他にふさわしい改善策があるか否かについて千葉労働局に対し検討を要請したところ、同局では、厚生労働省本省にも確認した上で、本制度は制度上の改善を図ることは難しく、千葉労働局においては、求職時点において他の事業所との雇用関係がわかるようにする等の改善方を講じてまいりたいとの見解であったことから、同局に対しあっせんする方向で調整することとされた。</p>
苦情	2	栃木	<p>高年齢雇用継続給付を申請し受給した。この給付により、既に受給している厚生年金の在職老齢年金が一部支給停止されることとなったが、この一部支給停止額が高年齢雇用継続給付額より多いことが判明したため、2回目以降の申請は行っていない。</p> <p>しかし、老齢厚生年金の一部支給停止が現在まで続いており、日本年金機構の説明では、一旦、高年齢雇用継続給付を受給し始めたら年金の支給停止は解除されないとのことであった。</p> <p>自分は既に高年齢雇用継続給付を受給する意思はないのに今後も年金の一部支給停止が続くことに納得できない。</p>	<p>前回(第88回)の推進会議の審議を受けて、在職老齢年金の一部停止解除の可否について、厚生労働省職業安定局雇用保険課に確認したところ、高年齢雇用継続給付の受給については、支給対象月について4か月を超えて受給申請がなかった場合、当該支給対象月の受給権が消滅することになっており、この時点で在職老齢年金の一部停止解除が可能であることが考えられることから、これを踏まえ、厚生労働省年金局事業管理課に対し、必要な要件を満たせば在職老齢年金の一部停止解除が可能となるような方を講じるよう検討する方向で調整することとされた。</p>
苦情	3	茨城	<p>平成22年に会社員の夫と離婚した。そのときは知らなかったが、しばらくして離婚後に厚生年金の分割制度があることを知ったので年金事務所で手続きをしようとしたが、厚生年金分割制度による請求期限である離婚後2年を過ぎているので請求できないといわれた。</p> <p>この制度を知らないで分割を受けられない人が私以外にもいると思われるので、この制度や請求期限についてもっと周知してほしい。</p>	<p>当局において、離婚のために必要な諸手続を行う市町村戸籍窓口等を抽出し、離婚時の厚生年金分割制度についての周知状況等の実態について調査したところ、調査した市町村においては同制度の周知について概ね協力的であり、依頼があれば対応できるとのことであった。また、日本年金機構においては、各市町村窓口パンフレットを置いてもらうよう依頼することはやぶさかではないとしていることから、日本年金機構に対し同制度に係る周知について管内市町村等へ積極的に協力を求めるようあっせんする方向で調整することとなった。</p>

	No.	局所	苦情内容等	検討結果
委員意見	4	新潟	<p>日本郵便(株)の「レターパックプラス」は郵便ポストからの発送ができるが、差出口が小さいポストには投函できないため、投函できるポストを探すか、郵便局窓口に出かけていた。</p> <p>ところがその封筒の裏面を見ると集荷もしてもらえることが小さい文字で記載されていることが分かった。</p> <p>「レターパックプラス」の差出方法として集荷が選べることが容易に分かるように、表面にはっきり記載すべきである。</p>	<p>日本郵便(株)に対しレターパックプラスが集荷も可能である旨の周知方法等について意見を聴取したところ、デザインの変更等の改善方策は困難であるなどとしている一方、郵便局の窓口職員の中には、集荷ができることを認識していない者もいるとのことであった。このことを踏まえ、日本郵便(株)に対し、職員への周知、窓口での案内が十分になされるための工夫を前向きに検討するようあつせんする方向で調整することとなった。</p>